

第59回はたらく女性の茨城県集會

日時 7月27日(土) 9:30~
 場所 自治労会館(水戸市桜川2-3-30)
 ・講演「今、はたらく女性の健康と安全が危ない」
 講師:山田 厚・全国労働安全衛生研究会代表
 ・分會会(軽食をいただきながら)

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30 自治労茨城県本部
 Eメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp
 編集発行人 = 千 歳 益 彦
 毎月 5 の日 発行
 定 価 = 1部5円(組合費を含む)
 印刷所 = コトブキ印刷株式会社

加藤(茨城町職)新議長を選出

県本部公営企業評が総会

2019県本部公営企業評議会役員体制

議長	加藤 裕一(茨城町職公企評)
副議長	横町 勉(県企業局労組)
副議長	石崎 茂男(常陸太田水道労組)
副議長	小池 一輝(常陸大宮市職)
事務局長	落合 英将(県企業局労組)
幹事	鈴木 拓郎(常陸太田水道労組)
"	菊池 崇(大子町職公企評)
"	萩谷 之泰(茨城町職公企評)
"	佐藤 正彦(県企業局労組)
"	金親 幸宏(県職連合)
"	佐藤 真一(常陸大宮市職)
"	横山 敬(城里町職)

県内の水道職場でつくる県本部公営企業評議会は6月14日、自治労会館で第35回定期総会を開き、現業・公企統一闘争



水戸市下水道職員労働組合結成大会であいさつする神保委員長

協約締結権生かした活動を 水戸市下水道職員労働組合を結成

水戸市下水道部が今年4月1日から公営企業法の全部適用となったことを受け、水戸市下水道職員労働組合結成大会が6

月28日、自治労会館で開かれました。これまで水戸市職員組合では、下水道部の公営企業法全部適用の動きに

対して、昨年5月8日に下水道部会をつくり、職場代表者の選任、組合のあり方などを協議し、この日の結成大会の運びとなりました。

労働時間・時間外労働を学習

第3回ユニオンセミナー開く

県本部は6月29日、自治労会館で第3回ユニオンセミナーを開き、自治体職場と労働基準法を



第3回ユニオンセミナーで講演する松岡講師

「1日8時間(7時間45分)、週40時間(38時間45分)が基本労働基準法と労働時間

を学ぶ」をテーマに明治大学法学部講師の松岡二郎さんが講演しました。

松岡さんは、今年4月から働き方改革関連法に伴い、「年10日以上年休を付与される労働者には、使用者は最低5日分の年休を取得させなければならぬ」と定められたことを受け、「自治体職場も労働基準法適用なので、年休を5日以上取れない労働者を放置した使用者には30万円以下の罰金などが課される」と指摘し、組合の対

案と承認、2019運動方針、会計監査の選出などを行い、「安心して働き続ける環境をつくるため組合に結集し、団結して健全な労使関係を築いていこう」とする大会宣言を採択しました。

最後に、神保委員長の団結ガンバローで結成大会を締めくくりました。

水戸市下水道職員労働組合は組員44人。今後、水戸市職とともに統一的な運動を進めるとしており、協約締結権を有する下水道職員労組の今後の活動が期待されます。

応強化を求めました。昼食・休憩をはさんで第2講座では「真の働き方改革をく時間外労働の上限規制・公務における36協定を学ぶ」と題して同じく松岡講師が講演しました。

語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を

～2019年茨城県反核平和の火リレーコース～

- 7月23日(火) 県庁スタート⇒那珂市⇒常陸大宮市⇒大子町
- 7月24日(水) 大子町⇒常陸太田市
- 7月25日(木) 北茨城市⇒高萩市⇒日立市⇒東海村
- 7月26日(金) 東海村⇒ひたちなか市⇒大洗町⇒鉾田市
- 7月29日(月) 鉾田市⇒鹿嶋市⇒神栖市
- 7月30日(火) 潮来市⇒行方市⇒石岡市⇒かすみがうら市⇒土浦市
- 7月31日(水) 阿見町⇒美浦村⇒稲敷市⇒河内町⇒龍ヶ崎市⇒利根町⇒牛久市
- 8月1日(木) 牛久市⇒取手市⇒守谷市⇒つくばみらい市⇒つくば市⇒常総市⇒坂東市
- 8月2日(金) 五霞町⇒古河市⇒境町⇒八千代町⇒下妻市⇒結城市⇒筑西市⇒桜川市
- 8月5日(月) 笠間市⇒小美玉市⇒茨城町⇒城里町⇒水戸市役所ゴール



会計年度任用職員制度学ぶ

県本部現業評議会が学習会

県本部現業評議会は6月22日、自治労会館で会計年度任用職員制度をテーマに県本部幹事組現評合同学習会を開きました。

会計年度任用職員制度については、2020年4月の新制度スタートに向け、自治体での条例化が急がれており、県本部は、「会計年度任用職員

への移行にあたっては、現在の労働条件を引き上げることを基本とする」と。特に、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用を継続するこ

と」などを柱に5月に県市長会、町村会への要請行動を実施してきています。また、すべての自治体単組で条例化に向けた交渉・協議を進めてきています。

現業職場でも「同一価値労働・同一賃金」に基づき臨時・非常勤等職員、委託労働者の賃金労働条件の改善をめざしてきています。

講演では、「会計年度任用職員制度の導入と組織化」と題して、自治労本部総合公共民間局組織拡大局長の野角裕美子さんが会計年度任用職員制度を説明するとともに、自治体条例化に向けた臨時・非常勤の処遇改善と組織化の重要性を訴えました。



現業評議会学習会で講演する野角組織拡大局長

政治を変えよう

青年女性労働学校を開く

県本部青年部・女性部は7月6日、自治労会館で青年女性労働学校を開き、参院選を前に政治課題について学びました。講義は、「はたらくもの力で政治を変えよ

う」をテーマに松上隆明「月刊労働組合」編集長が講演しました。松上さんは、アベノミクスという経済政策からの転換が必要と指摘し、国内消費の低迷・縮小に

対して、消費の要となる賃金の引き上げの重要性を強調するとともに消費税引き上げは格差拡大と景気を減速させると強く批判しました。

また、北朝鮮や中国に対する戦前の「鬼畜米英」並みの偏向宣伝の繰り返しと外交の失敗、アメリカ追従の戦争できる国づくり、攻撃型武器の大量購入、自衛隊の「戦争」への参加など、今こそ政治

を転換しないことには最悪の将来がやってくる」と警戒を呼びかけました。続く分散会では、講演の感想と自分たちの暮らしと政治について交流を深めました。



前期青年女性労働学校で講演する松上講師

経済ニュースの裏側⑦

特区選定までビジネスに

ジャーナリスト 北 健一

加計学園の獣医学部新設にも使われた政府の「国家戦略特区」をめぐる、選定に関わる委員と関係のある会社が、提案者に指南し指導料を受け取っていた実態が毎日新聞のスクープで明るみに出た。

更。毎日6月11日付で、特区ビズと、国家戦略特区諮問会議（議長＝安倍首相）の下に置かれたワーキンググループの原英史座長代理（元経産官僚）が「協力関係」にあり、審査する側が申請支援に参与している問題を報じた。

同紙はその後、特区ビズが支援した特区申請の審査を政府が伏せていた問題も特報（6月12日付など）。野党の聞き取り

に対し、内閣府も隠微いを認めた。「全て公開する透明性の高い仕組み」（安倍首相）とうたいながら審査を隠したのは、「提案者が公開を懸念していた」からだと内閣府は釈明した。

安倍政権が規制改革の手法と宣伝する「特区」に加計学園に続く疑惑が浮上した形だが、原氏は「虚偽と根本的な間違いに基づく記事」だと強く反論し、毎日新聞社を相

手に名誉毀損（きそん）訴訟を起こした。原氏の主張は、同氏は特区ビズと「協力関係」などなく、同社からもその顧問先からも1円ももらっていない。委員と提案者（業者）は規制という壁に立ち向かう「パートナー」だから、委員が提案者に助言するのは「本来の務め」だ、などと

彼らの特区ビジネスへの関与は、法令にはふれそうもない。公務員倫理は民間委員に適用されず、かわるルールもないからだ。だが、だからこそ、それを伝え問題提起した調査報道に拍手を贈りたい。

各単組役員



水戸市水道職員労働組合	執行委員長 神保 大志	執行委員 飯塚 夏希
執行委員長 廣谷 政人	執行委員 清水加菜子	執行委員 内堀 仁美
書記長 高石 裕史	書記長 星 卓見	書記長 早川 慶
書記次長 浅見 理	書記次長 田上 真	書記次長 高田 翔太
執行委員 田上 真	執行委員 高田 翔太	執行委員 高田 翔太
水戸市職員組合	執行委員長 菅谷 賢一	執行委員 吉成 巨弘
副執行委員長 三浦 一浩	副執行委員長 坂本 大樹	副執行委員長 佐藤 大樹
書記長 根本 知明	書記長 須田 智弘	書記長 須田 智弘
書記次長 照山 匠	書記次長 萩谷 利彦	書記次長 萩谷 利彦
書記次長 栗原 一樹	書記次長 河野 文彦	書記次長 河野 文彦
執行委員 後藤 主税	執行委員 岡野 有里	執行委員 岡野 有里
執行委員 渡邊 弘幸	執行委員 渡邊 弘幸	執行委員 渡邊 弘幸
執行委員 渡邊 弘幸	執行委員 渡邊 弘幸	執行委員 渡邊 弘幸

余裕資金は、退職後のために **長期共済** **税制適格年金** **の随時払へ!** **かしくく 積み立てよう!**

ZENROSAI NEWS 5116G219

例えば **100万円** を随時払うと **20年** で **124万円** に!
(10万円から1万円単位で利用できます。)

100万円 → 104万円 → 110万円 → 117万円 → 124万円

払い込み 5年 10年 15年 20年

効率的にプラス!

※2016年10月現在の予定利率等にもつき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。随時払は積立期間が1年未満のとき、積立金・解約返戻金が掛金を下回ります。

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。ご不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会 **自治労共済本部** 全日本自治体労働者共済生活協同組合

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。